



貸付制度のご案内



介護福祉士修学資金等貸付制度

介護福祉士又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生を支援するため、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。「介護福祉士実務者研修受講資金貸付」「離職した介護人材の再就職準備貸付資金」も併せて実施しています。詳細は岩手県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

	・介護福祉士修学資金 ・社会福祉士修学資金	介護福祉士 実務者研修受講資金	離職した介護人材の 再就職準備金
貸付対象者	介護福祉士又は社会福祉士の養成施設等を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得して、岩手県内で業務に従事しようとする方	介護福祉士の養成施設等を卒業後、岩手県内で介護福祉士として介護・相談援助等の業務に従事しようとする方	次の①～③のいずれにも該当する方 ①介護職員等としての実務経験を1年以上有し、岩手県内の事業所・施設に介護職員として再就職することが決まった方 ②介護福祉士等、介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する方 ③直近の離職日から再就労するまでの間に、岩手県福祉人材センターに、氏名及び住所等の届出又は登録を行った方
貸付期間及び 貸付額	養成施設等に在学する期間で月額5万円以内〔ほかに初回加算＝入学準備金20万円。最終回加算＝就職準備金20万円。介護福祉士に限り国家試験受験対策費4万円〕	原則として養成施設等に在学する期間。20万円以内	1人当たり1回限り。40万円以内
連帯保証人・ 利子	連帯保証人1名。無利子		
返還の免除	国家資格（介護福祉士又は社会福祉士）を取得し、卒業後1年以内に介護福祉士等として5年間（過疎地では3年間）引き続き、県内の福祉・介護等施設に従事したとき	養成施設等を卒業し、資格を取得した日から1年以内に岩手県内で介護福祉士として就職し、原則として2年間従事したとき	岩手県内において、介護職員等として2年間引き続き従事したとき
募集受付	入学後 (介護福祉士のみ 高等学校在学中の申請受付あり)	随時	

※保育士修学資金など、ほかにも貸付制度があります。

詳細については、お気軽に岩手県社会福祉協議会福祉経営支援部までお問い合わせください。

☎ 019(637)9611 Fax 019(637)4255